

個人情報開示等審査諮問書

(案)

瑞浪市個人情報保護審査会会長 様

瑞浪市長 水野光二

このことについて、瑞浪市個人情報保護条例第23条第2項の規定により、諮問します。

諮問の内容	認知症高齢者等の事前登録制度導入に伴う要配慮個人情報の収集及び外部提供について
諮問の趣旨及び理由	<p>○事前登録制度導入の背景 全国的に認知症高齢者の行方不明者数が増加しており、警察庁の統計によると、その数は、2016年に年間15,432人に上っています。このうち、死亡発見が471人、未発見が171人となっており、今後も認知症高齢者の増加が予想される中、認知症の方々が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けるため、行方不明高齢者の早期発見・早期保護対策が求められています。(資料1) このような状況を踏まえ、行方不明となるおそれのある認知症高齢者等の事前登録を行い、関係機関と情報を共有することで、その生命及び身体の安全と家族の精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>○事前登録制度のメリット 関係機関(多治見警察署、瑞浪市消防本部、地域包括支援センター)と情報共有することにより、行方不明時には、家族から当日の情報(服装等)のみ提供を受けることで、速やかに捜索を開始することができます。また、捜索願が出ていない段階での身元特定にも活用することができます。</p> <p>○事前登録制度の内容 ①本人又は家族が事前登録の申請を行う。 ②登録台帳(資料2)の内容を、多治見警察署、瑞浪市消防本部、地域包括支援センターへ提供し、それぞれの機関で保管する。 ③登録台帳の内容を捜索及び身元確認に活用する。 ④直近の情報が得られるよう登録内容は年度ごとに更新する。</p> <p>※家族申請の場合は、原則本人の同意を得ることとします。 ※関係機関への台帳情報の提供にあたっては、個人情報の取扱いに関する覚書の締結等により情報の適正管理を徹底します。</p> <p>以上、瑞浪市個人情報保護条例第7条、第8条第1項第5号及び第9条第1項第5号の規定により、認知症高齢者等の事前登録制度導入に伴う「要配慮個人情報の収集」、「直接収集」及び「外部提供」について諮問します。</p>
担当部課等	民生部高齢福祉課高齢者支援係 小木曾 友美(電話内線156)
備考	

添付書類 (資料1) 今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体の取組の在り方について
(資料2) 瑞浪市認知症高齢者等SOSネットワーク登録台帳
(資料3) 瑞浪市認知症高齢者等事前登録制度のご案内